

先物・オプション取引に係る制度改正について  
(東証における配当指数先物取引の導入に伴う改正)

平成22年3月24日  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>趣旨</p> <p>改正の概要</p> <p>1. 清算・決済業務に係る制度整備</p> <p>(1) 清算資格</p> <p>(2) 転売・買戻しの申告</p> <p>(3) 清算指数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)において、日経平均配当指数、TOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数の各指数を対象とした先物取引(以下「配当指数先物取引」という。)が導入されることに伴い、当社は、当該配当指数先物取引に係る清算指数の設定方法を新設する等、現行制度の一部改正を行う。</li>   <li>・ 指数先物等清算資格を有する清算参加者が配当指数先物取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となることができる。</li> <li>・ 清算システムを通じて、銘柄ごとに転売・買戻しの別及び数量を、自己・委託ごとに区分して、当社の定める時限までに当社に対して申告を行う。</li> <li>・ 当社は配当指数先物取引に係る清算指数を日々定める。</li> <li>・ 配当指数先物取引の清算指数は、原則として各限月取引の当日の立会による最終の約定指数とする。但し、当日の立会による最終の約定指数がない場合には、以下のとおり清算指数を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 直近の限月取引及び中心限月取引 前取引日の清算指数</li> <li>b) 上記 a)以外の限月取引 当該銘柄の前取引日の清算指数に、中心限月取引の当該取引日の清算指数と前取引日の清算指数との間の差額を加減して得た値段</li> </ul> </li> <li>・ 配当指数先物取引に係る中心限月取引は、原則として最も流動性が高いものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の指数先物取引と同様。</li>   <li>・ 但し、取引開始日以後取引が成立したことがない限月取引については、当社がその都度定める。</li> <li>・ 清算指数の具体的な設定例については別紙参照。</li> </ul>

項目	内容	備考
(4) 値洗差金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社において債務引受を行うその他の先物取引に係る値洗差金等及びオプション取引に係る取引代金と合算して計算した総支払金額と総受入金額との差引額を授受する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終決済に伴う差金(最終清算指数と取引最終日の清算指数との差に相当する金銭)の授受も含めて計算する。</li> </ul>
(5) 建玉移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>建玉の移管を可能とする。</li> </ul>	
2. 取引証拠金		
(1) 取引証拠金所要額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当指数先物取引に係る取引証拠金所要額は、清算参加者の自己又は顧客ごとの建玉について、SPAN®(Chicago Mercantile Exchangeが開発した証拠金計算方法)を利用して計算する。</li> <li>限月間のリスク相殺に関しては、これを認めない。</li> <li>商品間のリスク相殺に関しては、各配当指数の先物取引間のリスク相殺を認めず、また、配当指数以外の指数に係る先物・オプション取引ともリスク相殺を認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の先物・オプション取引に係る建玉と併せて計算を行う。</li> <li>証拠金所要額の計算は、最終清算指数の算出日の前取引日までのポジションに基づいて行う。但し、緊急取引証拠金については、最終清算指数の算出日までとする。</li> <li>その他取引証拠金に係る取扱いについては現行どおり。</li> </ul>
(2) 緊急取引証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当指数先物取引の限月取引は、緊急取引証拠金基準限月として設定しない。</li> <li>緊急取引証拠金が発動された場合、配当指数先物取引における建玉及び取引についても所要額算出の対象に含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急取引証拠金基準限月はTOPIX先物取引及び長期国債先物取引の中心限月取引。</li> <li>その他緊急取引証拠金に係る取扱いについては現行どおり。</li> </ul>
. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年7月26日(予定、東証における制度導入時期に同じ)</li> </ul>	

以上

## 配当指数先物取引における清算指数の設定例

### (a) 直近の限月取引及び中心限月取引

	最終の約定指数	当日の清算指数	設定方法
X1日	180.0円	180.0円	最終の約定指数を設定
X2日	181.0円	181.0円	最終の約定指数を設定
X3日	なし	181.0円	前取引日の清算指数を設定

### (b) その他の限月取引

	最終の約定指数	中心限月取引の清算指数	当日の清算指数	設定方法
Y1日	200.0円	190.5円	200.0円	最終の約定指数を設定
Y2日	なし	191.0円	200.5円	当該限月取引の前取引日の清算指数(200.0円)に、中心限月取引の当日の清算指数と前取引日の清算指数との差額(191.0円 - 190.5円 = 0.5円)を加えて得た値を設定
Y3日	なし	189.0円	198.5円	当該限月取引の前取引日の清算指数(200.5円)に、中心限月取引の当日の清算指数と前取引日の清算指数との差額(189.0円 - 191.0円 = -2.0円)を加えて得た値を設定

以上